

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のト公安職給料表等級別職務区分表中

嶺南岬の猫加

を

警察署の課長
課長代理

に、

課長代理

を

困難な業務を行う課長代理

に改める。

附 則

この規則は、令和五年三月十三日から施行する。